



水俣病特措法の救済措置申請受付は平成24年7月末までです。心当たりのある方は申請を。

(別紙)

表1 施設の概要

	株式会社クレハ環境
設置場所	福島県いわき市
施設形式	ロータリーキルン式焼却炉
燃焼ガス温度	1,100℃以上
燃焼ガスの滞留時間	2秒以上

表2 試験試料の種類、量及びPCB濃度

種類	試料量	PCB濃度 <sup>※</sup>
廃活性炭	約0.7トン	12~2700 mg/kg
防護具等 (化学防護服、インナー手袋、PEシート、養生テープ)	約3.2トン	17~2700mg/kg
ウエス、アルコールティッシュ	約1.6トン	47~830 mg/kg
PCB処理物	約0.4トン	15~2600 mg/kg
廃アルカリ	約0.9トン	1.5~470 mg/kg

※ PCB濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定した。

表3 大気中のPCB及びダイオキシン類の濃度

種 類		分析値	基準値等	
施設敷地境界	PCB	通常運転時	0.00000012~0.00000023 mg/m <sup>3</sup>	0.0005mg/m <sup>3</sup> **1
		本試験時	0.000000082~0.00000024 mg/m <sup>3</sup>	0.0005mg/m <sup>3</sup> **1
施設周辺	PCB	通常運転時	0.000000051 mg/m <sup>3</sup>	0.0005mg/m <sup>3</sup> **1
		本試験時	0.000000063~0.00000066 mg/m <sup>3</sup>	0.0005mg/m <sup>3</sup> **1
	ダイオキシン類	通常運転時	0.011 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> **2
		本試験時	0.0084~0.023 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> **2

(PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- ※1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める環境大気中のPCBの濃度
- ※2 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)で定める基準値

表4 排ガス中のPCB及びダイオキシン類の濃度等

種 類		分析値	基準値等	
排ガス濃度	PCB	通常運転時	0.00000067 mg/m <sup>3</sup> N	0.10mg/m <sup>3</sup> **1
		本試験時	0.00000038~0.0000010 mg/m <sup>3</sup> N	0.10mg/m <sup>3</sup> **1
	ダイオキシン類	通常運転時	0.0063 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N**2
		本試験時	0.0054~0.010 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N**2

(PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- ※1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める燃焼排ガスに含まれるPCBの量
- ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則別表第2に掲げる基準(申請書に記載の達成することとした数値が当該基準値より厳しい場合は当該数値)



水俣病特措法の救済措置申請受付は平成24年7月末までです。心当たりのある方は申請を。

表5 焼却処理後の燃え殻、ばいじん及び排水の分析結果

種類	項目	分析値	基準値等
燃え殻	PCB	< 0.0005 mg/L	0.003mg/L <sup>※1</sup>
	ダイオキシン類	0.0030~0.015 ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g <sup>※2</sup>
ばいじん (脱水汚泥)	PCB	< 0.0005 mg/L	0.003mg/L <sup>※1</sup>
	ダイオキシン類	0.077~0.089 ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g <sup>※2</sup>
排水	PCB	0.000000088~0.00000014 mg/L	0.003mg/L <sup>※3</sup>
	ダイオキシン類	0.000042~0.000069 pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L <sup>※4</sup>

- ※ 1 廃PCB又はPCB汚染物を処分するために処理したものが、特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号ハに規定するPCB処理物）に該当しないことを判定するための基準値を記載した。
- ※ 2 ばいじん又は燃え殻が特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号ワに規定するばいじん又は燃え殻）に該当しないことを判定するための基準値を記載した。
- ※ 3 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号別表第1）
- ※ 4 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2